平成２８年（フ）第５２号
山口県宇部市寿町３丁目１番13号
債務者　大洋商事こと合洋通商こと　磯山洋一郎
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６０号
山口県宇部市床波６丁目10番11―３号、従前の住所山口県宇部市西梶返１丁目12番14号
債務者　宮田　智穂
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１０９号
岡山県倉敷市水島北亀島町８番77―31号　市営亀島住宅
債務者　山根美枝子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
岡山県倉敷市玉島乙島7376番地
債務者　中原　一登
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
岡山県倉敷市玉島1559番地７　レオパレスアムールソフィア204
債務者　藤井　　歩
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
岡山県倉敷市玉島乙島3089番地１　Ｂ棟
債務者　国広佐智子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６４６号
埼玉県北本市大字下石戸下270番地　松韻寮Ｂ―104
債務者　斉藤　匠洋
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７０号
埼玉県志木市幸町２丁目４番８号　T’Ｓフラット103号
債務者　渡辺　貴幸
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５０号
埼玉県桶川市若宮１丁目６番16号
債務者　田村　省二
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７６２号
埼玉県戸田市大字美女木1075番地の２　大島ハイツ101号室
債務者　駒崎　大地
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
埼玉県春日部市大沼３丁目114番地　メゾンセピアＢ棟105号
債務者　太田　信也
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
埼玉県春日部市谷原新田2063番地　谷原新田団地２―505
債務者　芝原　由紀
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
埼玉県草加市青柳２丁目23番43号
債務者　田中ひろみ
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
埼玉県春日部市藤塚2300番地18　マイネハイマート藤塚Ｄ棟201号
債務者　清野ミネ子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９９号
千葉市中央区仁戸名町712番地２　市営住宅仁戸名町団地１棟203号
債務者　黒木　麻弥
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３４号
千葉市中央区星久喜町1210番地　市営住宅星久喜町第１団地４棟303号
債務者　古澤　昌彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４６号
千葉市花見川区検見川町５丁目357番地ＣＯＺＹコートⅡ201号
債務者　鈴木　洋一
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係